

預金商品概要説明書

株式会社 北九州銀行
平成28年2月24日現在

1	商品名 (愛称)	きたきゅうゴールド定期預金 順風満帆 (ゴールド定期)									
2	ご利用いただける方	<p>・次のいずれかに該当する個人の方で、お1人様1店舗でのお取扱となります。</p> <p>・年金の種類は、国民年金、厚生年金および各種共済年金など当行所定の公的年金に限ります。(年金手帳、年金受取口座の預金通帳等で確認させていただきます)</p> <p>① 当行で年金をお受取いただいている方</p> <p>② 当行に年金裁定請求書または支払機関変更届を提出し、お手続きされている方</p> <p>③ 当行に「年金予約申込」を申込まれている方</p> <p>④ 当行で各種手当を受給されている方</p> <p>※お預入れの際、ご印鑑、各種手当を当行で受給いただいていることを確認できる通帳のほか、次のいずれかの確認書類をお持ちください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ご利用いただける方(根拠法)</td> <td style="width: 50%;">窓口へご提示いただく証書</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当受給者 「児童扶養手当法」</td> <td>児童扶養手当証書</td> </tr> <tr> <td>特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」</td> <td>特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書</td> </tr> <tr> <td>医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」 「(旧)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」</td> <td>医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書</td> </tr> </table> <p>⑤ 満65才以上の在日外国人の方</p> <p>※お預入れの際、ご印鑑のほか、次のいずれかの確認書類をお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・外国人登録原票記載事項証明書 ・外国人登録原票の写し ・外国人登録済証明書 		ご利用いただける方(根拠法)	窓口へご提示いただく証書	児童扶養手当受給者 「児童扶養手当法」	児童扶養手当証書	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」 「(旧)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書
ご利用いただける方(根拠法)	窓口へご提示いただく証書										
児童扶養手当受給者 「児童扶養手当法」	児童扶養手当証書										
特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書										
医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保健手当受給者 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」 「(旧)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保健手当証書										
3	お預入れ期間	定型方式 1年									
4	お預入れ形式	<p>【年金お受取の方および年金予約申込の方】</p> <p>①通帳式自動継続定期預金(元金成長型・利息受取型)</p> <p>②証書式自動継続定期預金(元金成長型・利息受取型)</p> <p>③総合口座定期預金(元金成長型・利息受取型)</p> <p style="text-align: right;">} 自動継続扱</p> <p>【各種手当の受給者の方および満65才以上の在日外国人の方】</p> <p>①通帳式定期預金</p> <p>②証書式定期預金</p> <p>③総合口座定期預金</p> <p style="text-align: right;">} 非自動継続扱</p>									
5	(1) お預入れ方法	一括預入									
預入方法	(2) お預入れ金額	スーパー定期	金額1円以上300万円未満								
		スーパー定期300	金額300万円以上								
(3) お預入れ単位	1円単位										

6	払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。						
7 利 息	(1) 適用金利	・預入時（または継続時）の店頭表示の金利（スーパー定期またはスーパー定期 300）に年 0.20% 上乗せした金利を満期日まで適用します。 ・固定金利とします。						
	(2) 利払頻度	満期日以後に一括して支払います。						
	(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。						
	(4) その他	課税扱の場合、受取利息から税金（国税 15%、地方税 5%）が差し引かれます。 ※平成 25 年 1 月以降に受取る利息については、復興特別所得税を付加した 20.315% 分の税金が差し引かれます。						
8	手数料	ありません。						
9	付加できる特約事項	・マル優の取扱ができます。 ・総合口座にセットすれば総合口座の担保とすることができます。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率となります。						
10	中途解約時の取扱	<p>・期限前解約利息の計算時には、当行所定の期限前解約利率（小数点第 4 位以下は切捨てます）を次のとおり適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6 か月以上 1 年未満</td> <td>預入日（または継続日）における店頭表示のスーパー定期またはスーパー定期 300 の「6 か月」利率 × 70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。 ※中途解約された場合、金利の上乗せは適用いたしません。</p>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6 か月未満	解約日における普通預金の利率	6 か月以上 1 年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のスーパー定期またはスーパー定期 300 の「6 か月」利率 × 70%
中途解約日までの期間	中途解約利率							
6 か月未満	解約日における普通預金の利率							
6 か月以上 1 年未満	預入日（または継続日）における店頭表示のスーパー定期またはスーパー定期 300 の「6 か月」利率 × 70%							
11	その他参考となる事項	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。 ○この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除きます）について、1 預金者あたり元本合計 1,000 万円までとその利息が保護されます。 ○お預入れは、お 1 人につき 1 店舗でのお取扱となり、複数店でのお取扱はできません。 【年金受給の方および年金予約申込の方】・・自動継続扱 ○ <u>1 口 300 万円以上でご新約</u>いただいた場合、お 1 人様年 1 回、ご指定日にお花をプレゼントいたします。 ただし、ご指定可能な日は、ご新約月の翌々月以降となります。 （ご注意 1）複数のゴールド定期預金の残高合計が 300 万円以上となる場合、元加継続により残高が 300 万円以上となる場合、対象定期を全てご解約された場合、自動継続が停止された場合は対象外となります。 （ご注意 2）プレゼントの送付先は、日本国内とさせていただきます。 （ご注意 3）お花の内容についてはご指定いただけませんのでご了承願います。 ○この預金と年金お受取口座（年金予約指定口座を含みます）は同一店舗とします。 ※年金受給の方：当行所定の一定期間内に年金の振込みが確認できない場合は、自動継続を停止します。 ※年金予約申込の方：この申込みの有効期限（満 70 歳）までに、年金の振込みが確認できない場合は、自動継続を停止します。 【各種手当の受給者の方および満 65 歳以上の在日外国人の方】・・非自動継続扱 ○平成 22 年 5 月以降、通帳式定期預金（総合口座定期預金含む）でご新約された場合、原則として満期日に自動解約し、予めご指定いただいた口座へ入金いたします。</p>						
12	当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772						